様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　　3月　　27日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）すぱーくじゃぱんかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 スパークジャパン株式会社  （ふりがな）おかだ　のりあき  （法人の場合）代表者の氏名 岡田　憲明  住所　〒880-0844  宮崎市柳丸町８５番地  法人番号　5350001002716  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | スパークジャパンのＤＸ戦略 | | 公表日 | 2024年 12月 9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：  https://www.sparkjapan.co.jp/pdf/spj\_dx\_strategy2025.pdf  記載ページ：P2 「トップメッセージ」  記載ページ：P4 スパークジャパンが目指す姿  記載ページ：P5 DX戦略 | | 記載内容抜粋 | **＜基本方針＞**  当社は、ビジネス環境の変化に迅速に対応し、お客様の課題解決やニーズに的確にお応えすることで、信頼されるパートナーとして成長し続けることを目指しております。  これまで、ICT（情報通信技術）を活用し、RPAやAI-OCR、SaaSサービスの導入など、デジタル技術を積極的に取り入れ、業務の高度化と生産性向上に努めてまいりました。  これらの取り組みを全社的なプロジェクトとして「DX戦略」として再構築し、公表いたします。  **＜経営ビジョン＞**  社内・ビジネスにおけるあらゆる課題をITの技術または、サービスで解決し、ビジネスの環境の向上に貢献することを通じて、「幸せの循環」を創造する社会を実現します。  当社のICTソリューションサービスは、お客様の営業戦略から業務プロセスを分析し、あるべき姿（成長イメージ）を創造した上で、効率的なソリューション提案を行い、お客様へ高品質なサービス提供することにより、ビジネスの成長を一緒に取り組みます。  **<ビジネスモデル>**  デジタル技術の活用とDX人材の育成を通じて業務プロセスを効率化・最適化し、蓄積したデータ資産を活用して、データに基づく意思決定や新たなサービスの提供を実現します。これにより、従来のビジネスの枠を超えた新しいビジネスモデルを創造し、企業の競争力を高め、持続的な成長を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本内容は、取締役会の承認に基づき策定、本内容の作成、公表を実施しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | スパークジャパンのＤＸ戦略 | | 公表日 | 2024年 12月 9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：  https://www.sparkjapan.co.jp/pdf/spj\_dx\_strategy2025.pdf  記載ページ：P2 「トップメッセージ」<DX戦略>  記載ページ：P5 DX戦略 | | 記載内容抜粋 | **＜DX戦略＞**  戦略１　DX人材の育成  戦略２　デジタル技術による業務改善  戦略３　データ活用による事業変革  「DX戦略の具体的な取り組み」  ・DX人材の育成  社内における研修やeラーニング、社内DXへの取り組みやケーススタディの勉強会等を行い、ITリテラシーの向上とナレッジ化を行い、DX人材の育成に取り組みます。  ・デジタル化と環境整備 RPA、AI、ノーコード・ローコードツール、Saasサービスを活用し、事務業務や営業・開発業務の効率化を実現し、品質及び生産性の向上、業務の負担軽減に仕組みを導入します。  ・デジタル活用の促進  BIやAIを使ったデータ分析により、業務の標準化や生産性向上を実現します。また、データを見える化することで、経営戦略の立案をサポートし、顧客に新たな価値を提供します。  ＜補足＞ ※上記「デジタル活用の促進」の内容に関する補足  公表されていないが、営業データ（SFA）のサービス分類やリソースデータを解析し、予測モデルの策定を行い、経営判断にも活用。  営業における市場動向をサービス分類毎で分析し、成長分野を迅速に判断した上で、事業方針の決定を迅速に行う。また、エンジニアの生産性やリソース分配の状況をデータ化し、生産管理工程の効率化を進める。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本内容は、取締役会の承認に基づき策定、本内容の作成、公表を実施しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載ページ：P7 ＤＸ人材育成  記載ページ：P9 ＤＸ推進体制 | | 記載内容抜粋 | ＜DX人材の育成＞  DX人材の育成については、「STEP1:ITリテラシー、DXリテラシーの向上」「STEP２：DX実践スキルの習得」「STEP３：DXリーダーの育成」のステップ毎に人材育成に取り組みます。  ＜DX推進体制＞  DX戦略推進・強化のための体制として、全社的なデータ整備、DX戦略における各施策の進捗管理、他の事業部との横断的な連携等を専任するDX推進委員会を設置。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載ページ：P6 IT環境の整備 | | 記載内容抜粋 | IT環境の整備  DX戦略実現に向けた、IT環境整備に向けた取り組み事項   1. 脱レガシーシステム 2. 最新技術の導入と実践 3. リソースの最適化とデータガバナンスの強化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | スパークジャパンのＤＸ戦略 | | 公表日 | 2024年 12月 9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：  https://www.sparkjapan.co.jp/pdf/spj\_dx\_strategy2025.pdf  記載ページ：P8 DX成果指標 | | 記載内容抜粋 | DX成果指標  DX戦略を推進するための達成指標を設定   1. デジタル化と環境整備 （クラウド化の推進） ・社内の申請書類等におけるペーパレス化：書類 　減少率70％削減 ・管理部門の生産性向上：業務削減率30％ ・管理部門の業務システムのクラウド化率：100％ 2. デジタル活用の促進 （データの活用） 　・新規取引顧客：５％UP （業務効率化） ・バックオフィスの業務：30％削減 ・コミュニケーションツールのクラウド化：100％ 3. DX人材育成及び体制 （DX人材の育成促進） ・DX人材：5名以上の育成 （パートナー企業のDX人材の確保） ・DX関連のパートナー企業提携数：3社以上   ＜補足＞ ・経営データから事業の予測モデルを活用し、営業効率化により取引先企業の増大及び成約率５％増（前期比） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年8月20日  以降毎年8月 | | 発信方法 | 発信方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://www.sparkjapan.co.jp/pdf/spj\_dx\_strategy2025.pdf  公表場所：P.2 トップメッセージ | | 発信内容 | 「スパークジャパンのDX戦略」のトップメッセージにおいて、当社代表取締役社長がDX戦略について、以下の内容で発信。  「スパークジャパンのDX戦略」の基本方針としては、ビジネス環境の変化に迅速に対応し、お客様の課題解決やニーズに的確にお応えすることで、信頼されるパートナーとして成長し続けることを目指しております。 当社を取り巻くすべてのステークホルダーからの信頼を高め、企業価値の向上につなげていきたいと考えています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃　～　2024年　11月頃 | | 実施内容 | ＩＰＡにて公開されている「ＤＸ推進指標自己診断フォーマットver2.3」を用いた自己診断の実施。  ※ ＩＰＡの自己診断の入力サイトから提出  半期（半年）毎の経営会議の中で半期毎のＤＸに関する実施計画の策定と遂行状況の確認を実施し、目標と課題の明確化と共有する仕組みを設けている。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2024年11月7日 Security Action自己宣言（2つ星）を宣言  利用者番号：41035383579  情報セキュリティー基本方針  https://www.sparkjapan.co.jp/information\_security\_basic\_policy/   1. 社内体制および情報セキュリティ規程の整備 2. リーダーシップにおける責任および継続的改善 3. 法令、契約上の要求事項の遵守 4. 違反及び事故への対応 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。